

議会運営委員会行政視察報告書

年 月 日 平成22年9月30日(木)・10月1日(金)
視 察 先 福島県会津若松市東栄町3番46号 会津若松市議会
視察対応者 会津若松市議会副議長 本田礼子
会津若松市議会議員 渡辺優生・伊東くに・樋川誠
議会事務局次長 浅川和洋

視察項目 議会改革について
視察内容 議会改革の取組みについて
議会基本条例をツールとした政策形成サイクルの構築・運用と今後の課題について

視察について

会津若松市議会では平成19年4月に行なわれた市議選後、5月の初議会後の6月22日の代表者会議において議長から議会改革の案が示され、大方の議員の賛同により、議



会制度検討委員会に諮問され、検討を重ねた結果、平成20年6月18日議会基本条例及び議員政治倫理条例が原案可決され、現在に至っています。

今回の視察は、藤岡市議会の議員と会津若松市議会の渡辺優生・伊東くに・樋川誠議員3人による意見交換会形式で研修が行なわれ、闊達な意見交換を行いました。

その中で、会津若松市議会では、全国の地方議会及び議員に対して、多くの様々な批判が寄せられていることを考えた時、地方議会を担う者は、もう一度、地方議会としてのあり方を見定めて、その



上で、地域の発展に寄与できるような議会づくり、議会運営を行なうことが求められている。

住民が直接選挙で選んだ首長も議員も、ともに住民を代表とする2元代表制を採用しているからには、議会と市長は緊張感を保ち、首長と対等な機関として政策を決定し、その執行を監視するとともに、政策提言や政策提案をするべきである。

また、議会という機関が市民の負託に適切に応えていくには、執行機関に対する監視だけではなく、市民の意向に沿った提言・提案等を行なうべきである。

その考えの元で、会津若松市議会では、年に2回市民との意見交換会を開催し、議会としての説明責任の遂行と市民が求める政策提案を行なうことにより、市議会としての市民の見る目が少しずつ変わってきているとのことである。

市民から存在意義を認められるには、自ら政策を立案し、条例化する立法機関の役割を強めていかなければならないということが、今回の研修で身にしみて理解できた。

藤岡市議会もこれからは、色々な角度から会津若松市議会に少しでも近づけるように議員全員意識改革をし、勉強に精進し、様々な研究をしていかなければならないと思います。

また、市民に直接聞く機会なども今後考えていかなければならないと考え、視察を終えました。



以上のとおり報告いたします。

平成22年10月4日

議会運営委員会

委員長 湯井 廣志

副委員長 吉田 達哉

委員 松村 晋之

〃 窪田 行隆

〃 渡辺 徳治

〃 冬木 一俊

〃 佐藤 淳

〃 反町 清

副議長 山田 朱美